

平成 29 年 11 月 28 日

各 位

株式会社 関西アーバン銀行

保険新商品の取り扱い開始について

株式会社関西アーバン銀行（取締役会長兼頭取：橋本 和正）は、平成 29 年 12 月 1 日（金）より、「ふるはーと J ロードグローバル」（引受保険会社：住友生命保険相互会社）及び「災害保障期間付定期保険」（引受保険会社：東京海上日動あんしん生命保険株式会社）の取り扱いを開始いたしますので、お知らせいたします。

1. 「ふるはーと J ロードグローバル」

- (1) ご契約当初一定期間の死亡保険金額を抑えることで、一定期間経過後の死亡保険金額を指定通貨建で大きくしています。
- (2) 所定の特約を付加していただくことにより、ご契約当初一定期間の死亡保険金額を円貨で最低保証いたします。
- (3) 将来の終身保障の全部または一部にかえて、解約返戻金をお受け取りいただくことができます。契約日から 15 年経過以後の解約返戻金額はご契約時に指定通貨建で確定するため、様々な資金ニーズにご活用いただけます。

2. 「災害保障期間付定期保険〔無配当〕」

- (1) ご契約後の一定期間、不慮の事故等による死亡・高度障害の保障を重点的に確保し、その後は原因にかかわらず死亡・高度障害の保障を一定期間確保できます。万一の場合、死亡保険金・災害保険金等で事業保障資金や死亡退職金、事業承継資金等を確保することができます。
- (2) 解約返戻金は、ご勇退時の退職慰労金の財源や急な資金ニーズ等に対応することができます。
- (3) 保険金額 5 億円まで、告知書扱いでご加入いただけます。

当行は、今後ともお客さまの多様なニーズにお応えするため、商品ラインアップの充実に努めてまいります。

以 上

このニュースリリースは、保険商品の勧誘を目的としたものではありません。ご検討、お申込みにあたっては、各商品の最新の「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報） 兼 商品パンフレット」のほか「ご契約のしおりー定款・約款」等を必ずご覧ください。

関西をもっと元気に!!

 関西アーバン銀行



【商品概要】「ふるはーと」ロードグローバル

正式名称		5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険（一時払い）
指定通貨		米ドル・豪ドル
一時払 保険料	最低額	米ドル：10,000 米ドル、豪ドル：10,000 豪ドル （円貨払込特約で払込む場合：100万円）
	最高額 （判定用為替レート により換算）	40～49歳：7,000万円相当額 50～90歳：3億円相当額
契約年齢 （契約日における被保険者の 満年齢）		40歳～90歳 ※「初期死亡時円換算支払額最低保証特約」を付加する場合は40～80歳の取り扱いとなります。金利情勢や被保険者の年齢によっては取り扱いできない場合があります。
保険期間	第1保険期間	40～49歳：10年 50～90歳：5年
	第2保険期間	40～49歳：5年 50～90歳：10年
	第3保険期間	第2保険期間満了日の翌日より、終身
死亡保障	第1保険期間	次のいずれか大きい金額 【災害死亡保険金】 ・基本保険金額 ・解約返戻金相当額 【死亡保険金】 ・一時払保険料相当額 ・保険料積立金相当額 ・解約返戻金相当額
	第2保険期間	【死亡保険金】 基本保険金額または解約返戻金相当額のいずれか大きい金額
	第3保険期間	基本保険金額と同額
告知		職業告知のみ
予定利率設定日		月2回（1日・16日）
解約返戻金		ご契約当初15年間は、市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。 *解約返戻金計算基準日の保険料積立金相当額×市場価格調整率 契約日から15年経過以後はご契約時に指定通貨建で確定します。
保険料の払込方法		一時払のみ

このニュースリリースは、保険商品の勧誘を目的としたものではありません。ご検討、お申込みにあたっては、各商品の最新の「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報） 兼 商品パンフレット」のほか「ご契約のしおりー定款・約款」等を必ずご覧ください。

付加できる主な特約・制度		初期死亡時円換算支払額最低保証特約、重度介護前払特約、目標到達時円建終身保険変更特約、保険料円貨払込特約、保険料指定外通貨払込特約、円建終身保険変更制度、円貨支払制度、指定代理請求特約	
諸費用	為替レート	円貨で払込む場合	TTM+50 銭
		指定通貨以外の外貨で払込む場合	指定通貨の TTM+25 銭 ÷ 払込通貨の TTM-25 銭
		円建終身保険へ変更する場合	TTM-50 銭
	契約初期費用（ご契約時）	一時払保険料に対して 4% を乗じた額を上限とした金額（※予定利率、被保険者の年齢、性別等によって異なります。）	
	保険契約関係費（ご契約後）	<p>下記費用は予定利率、被保険者の年齢、性別等によって異なります。</p> <p>【ご契約の維持・管理費】 死亡保障やご契約の維持に必要な費用を保険料積立金から毎月差し引きます。</p> <p>【初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加した場合】 第 1 保険期間中については、上記の維持・管理費に加えて必要な費用を保険料積立金から毎月差し引きます。</p> <p>【重度介護前払保険金を請求した場合】 所定の期間に応じた利息をご請求額（特約基準保険金額）から差し引きます。</p>	
解約控除	ありません。		

このニュースリリースは、保険商品の勧誘を目的としたものではありません。ご検討、お申込みにあたっては、各商品の最新の「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報） 兼 商品パンフレット」のほか「ご契約のしおり一定款・約款」等を必ずご覧ください。

【商品概要】「災害保障期間付定期保険〔無配当〕」

商品名	災害保障期間付定期保険〔無配当〕
契約形態	契約者：法人、雇用主 被保険者：役員、従業員
契約年齢	20～79歳（満年齢） ※ご契約の型・保険期間によりご契約年齢の範囲が異なります。
保険期間の満了年齢	I型：20年以上かつ満了時年齢85歳以下 （※ご契約年齢により、自動的に設定されます。） II型：99歳満了
基本保険金額の範囲	500万円～5億円（10万円単位）
診査区分	告知書扱、健康診断書扱、医師扱 （※告知書扱の引受限度は5億円となります。）

このニュースリリースは、保険商品の勧誘を目的としたものではありません。ご検討、お申込みにあたっては、各商品の最新の「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）兼 商品パンフレット」のほか「ご契約のしおり・約款」等を必ずご覧ください。

【生命保険全般に関する重要事項】

- ご検討にあたっては、各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款・特別勘定のしおり（変額終身保険の場合）等の資料をお客さまご自身で必ずご確認ください。
- 変額終身保険はご契約後に保険関係費用、資産運用関係費用、年金管理費用等がかかる場合があります。また、一定期間内に解約・一部解約された場合、解約控除がかかる場合があります。（これらの費用は一時払保険料・契約年齢・性別・経過年数などによって異なる場合がありますため、表示することができません。）
- ご契約中の変額終身保険を解約、一部解約した場合の払戻金は元本を下回る場合があります。
- 一時払終身保険はご契約時の契約初期費用のほか、積立利率を決定する際に、ご契約の維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用が控除される場合があります。また、一定期間内に解約された場合、解約控除や市場価値調整がかかる場合があります。（これらの費用は、一時払保険料・契約年齢・性別・経過年数などによって異なる場合がありますため、表示することができません。）
- ご契約中の一時払終身保険を解約・一部解約した場合の払戻金は元本を下回る場合があります。
- これらの商品については、国内外の株式や債券等で運用しているため、株価や債券価格の下落や市場金利の上昇、外国為替相場の変動等により、年金、死亡保険金、解約払戻金等が払込保険料を下回るリスクがあります。
- 外貨建ての保険商品の場合、一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- 外貨建ての保険商品の場合、一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合、また保険金等を円貨で受け取る場合は、為替手数料がかかる場合があります。
- 外貨建ての保険商品の場合、外国為替相場の変動により、年金、死亡保険金、解約払戻金等を円換算した金額が、払込保険料を円換算した金額を下回るリスクがあります。
- これらの保険商品は当行による元本および利回りの保証はありません。
- これらの保険商品は、引受生命保険会社が保険の引受を行う商品であり、預金ではありません。当行は、募集代理店として、契約の媒介を行います。契約の相手方は、当行ではなく、引受生命保険会社となります。このため、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに有効に成立します。
- これらの保険商品は、預金保険の対象ではありません。預金保険については、当行窓口までお問い合わせください。
- 引受生命保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額・年金額、死亡保険金額・解約払戻金額等が削減され、その結果、死亡給付金額・年金額、死亡保険金額、解約払戻金額等が払込保険料を下回るリスクがあります。
- これらの保険商品のお申込の有無がお客さまと当行との他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。
- 当行では借り入れられた資金（他の金融機関での借入金を含みます）を保険料とする保険商品のお申込はお断りしています。
- 法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況等によっては、お申し込みいただけない場合がございます。
- これらの商品は、クーリング・オフ制度の対象となりますが、期間に制限があります。ただし、申込者が法人（会社等）の場合または個人事業主（雇用主）が事業としてご契約された場合には、本制度の対象外となります。

このニュースリリースは、保険商品の勧誘を目的としたものではありません。ご検討、お申込みにあたっては、各商品の最新の「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報） 兼 商品パンフレット」のほか「ご契約のしおり一定款・約款」等を必ずご覧ください。